

「日本貸金業協会定款(案)」に対するパブリックコメントの募集の結果について

No.	条文箇所	コメントの概要	考え方
第 2 章 協会員 第 1 節 権利及び義務			
1.	第 10 条	・第 2 項の特別会費について、特別な支出とはどういうケースを想定して規定されているのか。	・現時点で具体的なケースを想定しているわけではありませんが、特別な支出に充てる必要が認められる時に協会運営に支障を来さないよう規定しています。
2.	第 10 条	・第 3 項で「会費及び特別会費の額は、理事会の決議により定める。」と規定されているが、貸金業者の業態、規模、親会社等の形態によって会費に著しい差が出るような公平性を欠く会費体系にならないことを望む。	・会費については、透明性・公平性の観点から、業態の区別なく貸金業者の資本金、貸付残高、店舗数を基準に設定することを考えています。
3.	第 11 条	・協会員代表者の代理人とは役員若しくは役員に準ずる社員と考えればよいのか。(不適任と認めたとときには変更を指示すると規定されている為)	・貴見のとおりと考えられます。
4.	第 11 条	・「法人協会員は、定款施行規則で定めるところにより、本協会の業務についてその協会員を代表する者(以下「協会員代表者」という。)及びその代理人をそれぞれ1人定め、本協会に届け出なければならない。」とあるが、役員1名で社員がいない法人で代表者の代理人を定められない場合はどうするのか。	・役員1名で他に社員がいない法人で代表者の代理人を定められない場合は、届出が不要と解されます。また、ご指摘を踏まえ、法人協会員がその代理人について協会に届出を行う必要がある場合について明確にするため、規定を修正いたします。
5.	第 14 条	・監査は今後協会主導で行うのか、若しくは金融庁主導で行うのか。	・監査は協会が行うものです。
6.	第 15 条	・協会の名称の使用制限について定めているが、それに反した場合はどうなるのか。	・定款第 21 条(協会の処分)第 1 項第 7 号に規定していることから、譴責、過怠金の賦課、会員権の停止若しくは制限又は除名のいずれかの処分を行うものと考えられます。
7.	第 15 条	・「協会の名称を使用」とはどのような場合を指すのか。例えば次のものに協会の名称を記載するには、協会の承認が必要となるのか。 看板、広告、会社案内、ホームページ、名刺、貸金業登録票、契約書面。	・少なくとも例示されているものは全て協会の承認が必要となると考えています。
3 節 処分及び勧告			
8.	第 21 条	・第 5 項「第 3 項ただし書による過怠金の賦課による処分及び第 2 項に規定する会員権」と下線部を加筆すべき。	・ご指摘を踏まえて、修正いたします。
第 3 章 機関 第 2 節 役員等			

9.	第2節	・報酬の得られる役職には、「国家公務員」「公務員」等の天下りの受け入れはできない旨の一言を入れよ。	・現案の定款の諸規定により、新協会の役員等は、適切に選任されると考えています。
10.	第30条	・第1項役員について、会員理事と公益理事は同数とすべきである。公益理事と会員理事が事案ごとに妥当な結論を導き出すために常に会員理事が多数派を占めるような理事構成は問題があるものとする。なお、日本証券業協会定款(第37条1項)では会員理事と公益理事は同数とされている。公益理事が欠けた場合は、たとえ欠員が一人であっても遅滞なく後任者を選任すべきである。公益理事が1名欠けた場合、一時的でも会員理事より公益理事が少なくなってしまうことには問題がある。	・貸金業者は多数に上り、かつ、多様な業態が存在するため、会員理事については7名以内としているところ。その場合でも、公益理事及び常任理事を合わせれば8名以内であるため、会員理事で過半数を占める構成とはなってはいませんが、ご意見を踏まえ、会員理事を6名以内、公益理事を5名、常任理事を3名以内に修正します。
11.	第30条	・役員解任については定められているが、役員は自ら辞めることは認められるのか	・役員が自ら辞めることは可能と考えられます。
第4節 自主規制会議、貸金戦略会議及び総務委員会			
12.	第51条	・第9項「貸金戦略会議は第44条第3号各号」とあるが、下線部を第3項に訂正すべき。	・ご指摘を踏まえて、修正いたします。
第8節 事務局			
13.	第57条	・第5項にある「事務局運営規則」の閲覧を希望します。	・事務局運営規則はHP等で公表することを考えています。
第9節 支部			
14.	第59条	・第1項「支部は、本協会の目的の達成に資するため、内閣総理大臣(財務(支)局長)及び都道府県知事と協力して」と下線部を追加すべき。	・ご指摘を踏まえて、修正いたします。
付則			
15.	付則	・現協会の既存会員について新協会への加入手続き上の優遇措置は全くないのでしょ うか。	・経過措置決定において、現協会の協会員が設立当初より加入する場合は、加入金の納入を免除することとしています。